



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

- *4 和歌山県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則 1
- *5 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 2
- *6 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 13

○ 告示

- 369 令和4年度前期技能検定の実施 (労働政策課) 14
- 370 令和4年度随時技能検定の実施 (") 17

○ 公安委員会告示

- *12 自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等 20

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署協議会に関する規則（平成13年和歌山県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(委員の定数) 第3条 警察署協議会の委員の定数は、それぞれ次の表の委員の定数の欄に定めるところによる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警察署協議会の名称</th> <th>委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>有田湯浅警察署協議会</u></td> <td><u>9人</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白浜警察署協議会</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>新宮警察署協議会</td> <td>10人</td> </tr> </tbody> </table>	警察署協議会の名称	委員の定数	略		<u>有田湯浅警察署協議会</u>	<u>9人</u>	略		白浜警察署協議会	6人	新宮警察署協議会	10人	<p>(委員の定数) 第3条 警察署協議会の委員の定数は、それぞれ次の表の委員の定数の欄に定めるところによる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警察署協議会の名称</th> <th>委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有田警察署協議会</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>湯浅警察署協議会</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白浜警察署協議会</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>串本警察署協議会</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>新宮警察署協議会</td> <td>7人</td> </tr> </tbody> </table>	警察署協議会の名称	委員の定数	略		有田警察署協議会	5人	湯浅警察署協議会	7人	略		白浜警察署協議会	5人	串本警察署協議会	5人	新宮警察署協議会	7人
警察署協議会の名称	委員の定数																												
略																													
<u>有田湯浅警察署協議会</u>	<u>9人</u>																												
略																													
白浜警察署協議会	6人																												
新宮警察署協議会	10人																												
警察署協議会の名称	委員の定数																												
略																													
有田警察署協議会	5人																												
湯浅警察署協議会	7人																												
略																													
白浜警察署協議会	5人																												
串本警察署協議会	5人																												
新宮警察署協議会	7人																												

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 有田湯浅警察署協議会及び新宮警察署協議会の委員の定数については、令和4年4月1日から令和5年5月31日までの間は、この規則による改正後の和歌山県警察署協議会に関する規則（次項において「新規則」という。）第3条の表有田湯浅警察署協議会の項中「9人」とあるのは「9人以上12人以下」と、同表新宮警察署協議会の項中「10人」とあるのは「10人又は11人」とする。
- 3 この規則の施行の際現に和歌山県警察署協議会条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第23号。以下この項において「改正条例」という。）の規定による改正前の和歌山県警察署協議会条例（平成13年和歌山県条例第27号）第2条の表の右欄に掲げる警察署協議会に属する委員のうち、次の表の左欄に掲げる警察署協議会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、この規則の施行の日に、改正条例の規定による改正後の和歌山県警察署協議会条例（以下この項において「新条例」という。）第2条の表の右欄に掲げる警察署協議会に属する委員のうち、それぞれ次の表の右欄に掲げる警察署協議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第3条第2項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

有田警察署協議会の委員及び湯浅警察署協議会の委員	有田湯浅警察署協議会の委員
申本警察署協議会の委員（白浜警察署協議会に係る新規則第2条に規定する委員の要件（以下この表において「委員要件」という。）を満たす者に限る。）	白浜警察署協議会の委員
申本警察署協議会の委員（新宮警察署協議会に係る委員要件を満たす者に限る。）	新宮警察署協議会の委員

和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第4条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区				別表第1（第4条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区			
所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	所管区	所属	幹部交番の名称及び位置	交番、警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	所管区
和歌山県		略	略	和歌山県		略	略

橋本警察署	林間田園交番(橋本市三石台一丁目)	橋本市のうち 小峰台一丁目、小峰台二丁目、柿の木坂、紀ノ光台二丁目、紀ノ光台三丁目、紀見、紀見ヶ丘一丁目、紀見ヶ丘二丁目、紀見ヶ丘三丁目、慶賀野、光陽台一丁目、光陽台二丁目、胡麻生、境原、さつき台一丁目、さつき台二丁目、菖蒲谷、しらさぎ台、城山台一丁目、城山台二丁目、城山台三丁目、城山台四丁目、杉尾、隅田町霜草、隅田町平野、隅田町山内、橋谷、柱本、細川、三石台一丁目、三石台二丁目、三石台三丁目、三石台四丁目、みゆき台、御幸辻、矢倉脇
	略	略
和歌山県からぎ警察署	略	略
	花園警察官駐在所(伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬)	かつらぎ町のうち 花園新子、花園池之窪、花園北寺、花園久木、花園中南、花園梁瀬
和歌山県岩出警察署	略	略
	畑毛交番(岩出市畑毛)	岩出市のうち 赤垣内、荊本、金中屋、曾屋、中黒、島、西野、畑毛、備前、湯窪、吉田
	略	略
	南中警察官駐在所(紀の川市南中)	紀の川市のうち 池田新、今畑、北勢田、北中、重行、神通、神領、豊田、中畑、中三谷、西三谷、西山田、登尾、東三谷、東山田、枇杷谷、南勢田、南中 岩出市のうち 今畑
和歌山県和歌山警察署	略	略
	大橋交番(和歌山市橋向丁)	和歌山市のうち 餌差町一丁目、餌差町二丁目、北出島一丁目、北ノ新地一
橋本警察署	林間田園交番(橋本市三石台二丁目)	橋本市のうち 小峰台一丁目、小峰台二丁目、柿の木坂、紀ノ光台二丁目、紀ノ光台三丁目、紀見、紀見ヶ丘一丁目、紀見ヶ丘二丁目、紀見ヶ丘三丁目、慶賀野、光陽台一丁目、光陽台二丁目、胡麻生、境原、さつき台一丁目、さつき台二丁目、菖蒲谷、しらさぎ台、城山台一丁目、城山台二丁目、城山台三丁目、城山台四丁目、杉尾、隅田町霜草、隅田町平野、隅田町山内、橋谷、柱本、細川、三石台一丁目、三石台二丁目、三石台三丁目、三石台四丁目、みゆき台、御幸辻、矢倉脇
	略	略
和歌山県からぎ警察署	略	略
	花園警察官駐在所(伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬)	かつらぎ町のうち 花園新子、花園池之窪、花園北寺、花園久木、花園中南、花園梁瀬
和歌山県岩出警察署	略	略
	畑毛交番(岩出市畑毛)	岩出市のうち 赤垣内、荊本、金中屋、曾屋、中黒、島、西野、畑毛、備前、湯窪、吉田
	略	略
	南中警察官駐在所(紀の川市南中)	紀の川市のうち 池田新、今畑、北勢田、北中、重行、神通、神領、豊田、中畑、中三谷、西三谷、西山田、登尾、東三谷、東山田、枇杷谷、南勢田、南中 岩出市のうち 今畑
和歌山県和歌山警察署	略	略
	大橋交番(和歌山市橋向丁)	和歌山市のうち 餌差町一丁目、餌差町二丁目、北出島一丁目、北ノ新地一

	<p>)</p> <p>丁目、北ノ新地上六軒丁、木広町二丁目、木広町三丁目、木広町四丁目、木広町五丁目、楠右衛門小路、蔵小路、毛革屋丁、新生町、新通一丁目、新通二丁目、新通三丁目、新中通一丁目、新中通二丁目、茶屋町、新留丁、橋向丁、吹屋町一丁目、吹屋町二丁目、吹屋町三丁目、吹屋町四丁目、吹屋町五丁目、南材木丁一丁目、南材木丁二丁目、南材木丁三丁目、柳丁</p>		<p>)</p> <p>丁目、北ノ新地上六軒丁、木広町二丁目、木広町三丁目、木広町四丁目、木広町五丁目、楠右衛門小路、蔵小路、毛革屋丁、新生町、新通一丁目、新通二丁目、新通三丁目、新中通一丁目、新中通二丁目、茶屋町、新留丁、橋向丁、吹屋町一丁目、吹屋町二丁目、吹屋町三丁目、吹屋町四丁目、吹屋町五丁目、南材木町一丁目、南材木町二丁目、南材木町三丁目、柳丁</p>
<p>大新交番 (和歌山市坊主丁)</p>	<p>和歌山市のうち 新内、岡円福院西ノ丁、岡円福院東ノ丁、岡織屋小路、岡北ノ丁、岡袋町、岡南ノ丁、岡林泉寺丁、北休賀町、北新一丁目、北新二丁目、北新三丁目、北新四丁目、北新五丁目、北新戎ノ丁、北新桶屋町、北新金屋丁、北新七軒丁、北新中ノ丁、北新博勞町、北新元金屋丁、北ノ新地二丁目、北ノ新地裏田町、北ノ新地榎丁、北ノ新地下六軒丁、北ノ新地下田町、北ノ新地中六軒丁、北ノ新地東ノ丁、北ノ新地分銅丁、木挽丁、新雑賀町、新堺丁、新大工町、新通四丁目、新通五丁目、新通六丁目、新通七丁目、新中通三丁目、新中通四丁目、新中通五丁目、新中通六丁目、新八百屋丁、数寄屋丁、鈴丸丁、西仲間町一丁目、西仲間町二丁目、畑屋敷榎丁、畑屋敷円福院西ノ丁、畑屋敷円福院東ノ丁、畑屋敷雁木丁、畑屋敷葛屋丁、畑屋敷新道丁、畑屋敷千体仏丁、畑屋敷中ノ丁、畑屋敷西ノ丁、畑屋敷端ノ丁、畑屋敷東ノ丁、畑屋敷兵庫ノ丁、畑屋敷袋町、畑屋敷松ヶ枝丁、東仲間町一丁目、東仲間町二丁目、坊主丁、南休賀町、南雑賀町</p>	<p>大新交番 (和歌山市坊主丁)</p>	<p>和歌山市のうち 新内、岡円福院西ノ丁、岡円福院東ノ丁、岡織屋小路、岡北ノ丁、岡南ノ丁、北休賀町、北新一丁目、北新二丁目、北新三丁目、北新四丁目、北新五丁目、北新戎ノ丁、北新桶屋町、北新金屋丁、北新七軒丁、北新中ノ丁、北新博勞町、北新元金屋丁、北ノ新地二丁目、北ノ新地裏田町、北ノ新地榎丁、北ノ新地下六軒丁、北ノ新地下田町、北ノ新地中六軒丁、北ノ新地東ノ丁、北ノ新地分銅丁、木挽丁、新雑賀町、新堺丁、新大工町、新通四丁目、新通五丁目、新通六丁目、新通七丁目、新中通三丁目、新中通四丁目、新中通五丁目、新中通六丁目、新八百屋丁、数寄屋丁、鈴丸丁、西仲間町一丁目、西仲間町二丁目、西仲間町三丁目、畑屋敷榎丁、畑屋敷円福院西ノ丁、畑屋敷円福院東ノ丁、畑屋敷雁木丁、畑屋敷葛屋丁、畑屋敷新道丁、畑屋敷千体仏丁、畑屋敷中ノ丁、畑屋敷西ノ丁、畑屋敷端ノ丁、畑屋敷東ノ丁、畑屋敷兵庫ノ丁、畑屋敷袋町、東仲間町一丁目、東仲間町二丁目、坊主丁、南休賀町、南雑賀町</p>

		略	略			略	略
		宮前交番 (和歌山市新中島)	和歌山市のうち 北中島一丁目、杭ノ瀬、神前の一部、小雑賀、小雑賀一丁目、小雑賀二丁目、小雑賀三丁目、坂田、新中島、田尻、手平、手平一丁目、手平二丁目、手平三丁目、手平四丁目、手平五丁目、手平六丁目、手平出島、中島、三葛の一部、南出島			宮前交番 (和歌山市新中島)	和歌山市のうち 北中島一丁目、杭ノ瀬、神前の一部、小雑賀、小雑賀一丁目、小雑賀二丁目、小雑賀三丁目、坂田、新中島、田尻、手平一丁目、手平二丁目、手平三丁目、手平四丁目、手平五丁目、手平六丁目、手平出島、中島、三葛の一部、南出島
		略	略			略	略
和歌山県和歌山西警察署		築地交番 (和歌山市元寺町一丁目)	和歌山市のうち 板屋町、宇治鉄砲場の一部、宇治袋町、宇治藪下の一部、嘉家作丁の一部、北桶屋町、北釘貫丁、北大工町、北町、米屋町、雑賀町、鷺ノ森堂前丁、鷺ノ森南ノ丁、新魚町、住吉町、駿河町、専光寺門前丁、匠町、畳屋町、中ノ店北ノ丁、中ノ店中ノ丁、中ノ店南ノ丁、鍋屋町、西大工町、西ノ店、西旅籠町、西汀丁の一部、東鍛冶屋町、東釘貫丁一丁目、東釘貫丁二丁目、東釘貫丁三丁目、東旅籠町、福町、ト半町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、本町九丁目、南桶屋町、南大工町、元寺町一丁目、元寺町二丁目、元寺町三丁目、元寺町四丁目、元寺町五丁目、元寺町北ノ丁、元寺町西ノ丁、元寺町東ノ丁、元寺町南ノ丁、萬町、六番丁、七番丁、八番丁、九番丁、十番丁、十一番丁、十二番丁、十三番丁	和歌山県和歌山西警察署		築地交番 (和歌山市元寺町一丁目)	和歌山市のうち 板屋町、宇治鉄砲場の一部、宇治袋町、宇治藪下の一部、嘉家作丁の一部、北桶屋町、北釘貫丁、北大工町、北町、米屋町、雑賀町、鷺ノ森堂前丁、鷺ノ森南ノ丁、新魚町、住吉町、駿河町、専光寺門前丁、匠町、畳屋町、中ノ店北ノ丁、中ノ店中ノ丁、中ノ店南ノ丁、鍋屋町、西大工町、西ノ店、西旅籠町、西汀丁の一部、東鍛冶屋町、東釘貫丁一丁目、東釘貫丁二丁目、東釘貫丁三丁目、東旅籠町、福町、ト半町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、本町九丁目、南桶屋町、南大工町、元寺町一丁目、元寺町二丁目、元寺町三丁目、元寺町四丁目、元寺町五丁目、元寺町北ノ丁、元寺町西ノ丁、元寺町東ノ丁、元寺町南ノ丁、萬町、六番丁、七番丁、八番丁、九番丁、十番丁、十一番丁、十二番丁、十三番丁
		和歌山市駅前交番 (和歌山市東蔵前丁)	和歌山市のうち 網屋町、石橋丁、植松丁、上町、宇治鉄砲場の一部、男野芝丁、小野町一丁目、小野町二丁目、小野町三丁目、駕町、加納町、北牛町、北			和歌山市駅前交番 (和歌山市東蔵前丁)	和歌山市のうち 網屋町、石橋丁、植松丁、上町、宇治鉄砲場の一部、男野芝丁、小野町一丁目、小野町二丁目、小野町三丁目、駕町、加納町、北牛町、北

甚五兵衛丁、北田辺
 丁、北中間町、北土
 佐丁、北汀丁、九家
 ノ丁、久保丁一丁目
 、久保丁二丁目、久
 保丁三丁目、久保丁
 四丁目、下町、源蔵
 馬場一丁目、源蔵馬
 場二丁目、小人町、
 材木丁、鷺ノ森、鷺
 ノ森片町、鷺ノ森新
 道、鷺ノ森中ノ丁、
 鷺ノ森西ノ丁、鷺ノ
 森東ノ丁、鷺ノ森明
 神丁、杉ノ馬場一丁
 目、杉ノ馬場二丁目
 、杉ノ馬場三丁目、
 杉ノ馬場四丁目、杉
 ノ馬場五丁目、伝法
 橋南ノ丁、道場町、
 徳田木丁、土佐町一
 丁目、七曲り、西鍛
 冶屋町、西河岸町、
 西釘貫丁一丁目、西
 釘貫丁二丁目、西釘
 貫丁三丁目、西蔵前
 丁、西坂ノ上丁、西
 長町一丁目、西長町
 二丁目、西長町三丁
 目、西長町四丁目、
 西布経丁一丁目、西
 布経丁二丁目、西布
 経丁三丁目、西布経
 丁四丁目、西布経丁
 五丁目、西布経丁六
 丁目、西汀丁の一部
 、橋丁、東蔵前丁、
 東長町一丁目、東長
 町二丁目、東長町三
 丁目、東長町四丁目
 、東布経丁一丁目、
 東布経丁二丁目、東
 布経丁三丁目、東布
 経丁四丁目、東布経
 丁五丁目、東布経丁
 六丁目、屏風丁、舟
 大工町、湊の一部、
 湊北町一丁目、湊北
 町二丁目、湊北町三
 丁目、湊紺屋町一丁
 目、湊紺屋町二丁目
 、湊紺屋町三丁目、
 湊本町一丁目、湊本
 町二丁目、湊本町三
 丁目、南牛町、南甚
 五兵衛丁、南田辺丁
 、南中間町、南汀丁
 、元博労町、山吹丁
 、寄合町、一筋目、
 二筋目、三筋目、四
 筋目、五筋目、六筋
 目

小松原
 交番 (和歌山
 市小松
 原通三
 丁目)

和歌山市のうち
 有田屋町、有田屋
 町西ノ丁、有田屋町
 南ノ丁、上野町一丁
 目、上野町二丁目、
 上野町三丁目、徒町

甚五兵衛丁、北田辺
 丁、北中間町、北土
 佐丁、北汀丁、九家
 ノ丁、久保丁一丁目
 、久保丁二丁目、久
 保丁三丁目、久保丁
 四丁目、下町、源蔵
 馬場一丁目、源蔵馬
 場二丁目、小人町、
 材木丁、鷺ノ森片町
 、鷺ノ森新道、鷺ノ
 森中ノ丁、鷺ノ森西
 ノ丁、鷺ノ森東ノ丁
 、鷺ノ森明神丁、杉
 ノ馬場一丁目、杉ノ
 馬場二丁目、杉ノ馬
 場三丁目、杉ノ馬場
 四丁目、杉ノ馬場五
 丁目、伝法橋南ノ丁
 、道場町、徳田木丁
 、土佐町一丁目、七
 曲り、西鍛冶屋町、
 西河岸町、西釘貫丁
 一丁目、西釘貫丁二
 丁目、西釘貫丁三丁
 目、西蔵前丁、西坂
 ノ上丁、西長町一丁
 目、西長町二丁目、
 西長町三丁目、西長
 町四丁目、西布経丁
 一丁目、西布経丁二
 丁目、西布経丁三丁
 目、西布経丁四丁目
 、西布経丁五丁目、
 西布経丁六丁目、西
 汀丁の一部、橋丁、
 東蔵前丁、東長町一
 丁目、東長町二丁目
 、東長町三丁目、東
 長町四丁目、東布経
 丁一丁目、東布経丁
 二丁目、東布経丁三
 丁目、東布経丁四丁
 目、東布経丁五丁目
 、東布経丁六丁目、
 屏風丁、舟大工町、
 湊の一部、湊北町一
 丁目、湊北町二丁目
 、湊北町三丁目、湊
 紺屋町一丁目、湊紺
 屋町二丁目、湊紺屋
 町三丁目、湊本町一
 丁目、湊本町二丁目
 、湊本町三丁目、南
 牛町、南甚五兵衛丁
 、南田辺丁、南中間
 町、南汀丁、元博労
 町、山吹丁、寄合町
 、一筋目、二筋目、
 三筋目、四筋目、五
 筋目、六筋目

小松原
 交番 (和歌
 山市小
 松原通
 三丁目)

和歌山市のうち
 有田屋町、有田屋
 町南ノ丁、上野町一
 丁目、上野町二丁目
 、上野町三丁目、徒
 町、北相生丁、北坂

			、北相生丁、北坂ノ上丁、久右衛門丁、小人町南ノ丁、小松原五丁目の一部、小松原六丁目、小松原通一丁目、小松原通二丁目、小松原通三丁目、小松原通四丁目、小松原通五丁目、雑賀屋町、雑賀屋町東ノ丁、芝ノ丁、島崎町七丁目の一部、新堀東一丁目の一部、新堀東二丁目の一部、鷹匠町五丁目の一部、鷹匠町六丁目の一部、鷹匠町七丁目、茶屋ノ丁、東坂ノ上丁、東長町五丁目、東長町六丁目、東長町九丁目の一部、東長町中ノ丁、広道、吹上一丁目、吹上二丁目、吹上三丁目、吹上四丁目、吹上五丁目、堀止西一丁目の一部、堀止西二丁目の一部、堀止東一丁目、堀止東二丁目、堀止南ノ丁、真砂丁一丁目、湊桶屋町、湊通丁北一丁目、湊通丁北二丁目、湊通丁南一丁目、湊通丁南二丁目		ノ上丁、久右衛門丁、小人町南ノ丁、小松原五丁目の一部、小松原六丁目、小松原通一丁目、小松原通二丁目、小松原通三丁目、小松原通四丁目、小松原通五丁目、雑賀屋町、雑賀屋町東ノ丁、芝ノ丁、島崎町七丁目の一部、新堀東一丁目の一部、新堀東二丁目の一部、鷹匠町五丁目の一部、鷹匠町六丁目の一部、鷹匠町七丁目、茶屋ノ丁、東坂ノ上丁、東長町五丁目、東長町六丁目、東長町九丁目の一部、東長町中ノ丁、広道、吹上一丁目、吹上二丁目、吹上三丁目、吹上四丁目、吹上五丁目、堀止西一丁目の一部、堀止西二丁目の一部、堀止東一丁目、堀止東二丁目、堀止南ノ丁、真砂丁一丁目、湊桶屋町、湊通丁北一丁目、湊通丁北二丁目、湊通丁南一丁目、湊通丁南二丁目
		略		略	
和歌山県和歌山北警察署	御膳松交番(和歌山市北島)	和歌山市のうち 梶取の一部、北島の一部、狐島の一部、島橋北ノ丁、島橋西ノ丁、島橋東ノ丁、島橋南ノ丁、野崎の一部、松江の一部、湊の一部、湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目、湊四丁目、湊五丁目	和歌山県和歌山北警察署	御膳松交番(和歌山市北島)	和歌山市のうち 北島の一部、狐島の一部、島橋北ノ丁、島橋西ノ丁、島橋東ノ丁、島橋南ノ丁、野崎の一部、松江の一部、湊の一部、湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目、湊四丁目、湊五丁目
	略	略		略	
和歌山県有田湯浅警察署	箕島駅前交番(有田市箕島)	有田市のうち 古江見、新堂、野初島町浜の一部、港町、箕島、宮崎町の一部、山田原、山地	和歌山県有田警察署	箕島駅前交番(有田市箕島)	有田市のうち 古江見、新堂、野初島町浜の一部、港町、箕島、宮崎町の一部、山田原、山地
	糸我交番(有田市糸我町中番)	有田市のうち 糸我町中番、糸我町西、下中島、千田辻堂、星尾、宮原町新町、宮原町須谷、宮原町滝、宮原町滝川原、宮原町道、宮原町畑、宮原町東		糸我交番(有田市糸我町中番)	有田市のうち 糸我町中番、糸我町西、下中島、千田辻堂、星尾、宮原町新町、宮原町須谷、宮原町滝、宮原町滝川原、宮原町道、宮原町畑、宮原町東

湯浅駅前交番 (有田郡湯浅町大字湯浅)	湯浅町		辰ヶ浜警察官駐在所 (有田市宮崎町)	有田市のうち 宮崎町の一部
吉備交番 (有田郡有田川町大字天満)	有田川町のうち 植野、奥、小島、垣倉、熊井、下津野、庄、天満、徳田、西丹生岡、野田、土生、東丹生岡、水尻、明王寺、吉見		初島警察官駐在所 (有田市初島町浜)	有田市のうち 初島町里、初島町浜の一部
金屋交番 (有田郡有田川町大字金屋)	有田川町のうち 市場、糸川、糸野、宇井苔、小川の一部、金屋、釜中、上六川、歎喜寺、黒松、下六川、修理川、中井原、中野、丹生、長谷川、伏羊、松原、吉原	和歌山県湯浅警察署	湯浅駅前交番 (有田郡湯浅町大字湯浅)	湯浅町
辰ヶ浜警察官駐在所 (有田市宮崎町)	有田市のうち 宮崎町の一部		吉備交番 (有田郡有田川町大字天満)	有田川町のうち 植野、奥、小島、垣倉、熊井、下津野、庄、天満、徳田、西丹生岡、野田、土生、東丹生岡、水尻、明王寺、吉見
初島警察官駐在所 (有田市初島町浜)	有田市のうち 初島町里、初島町浜の一部		金屋交番 (有田郡有田川町大字金屋)	有田川町のうち 市場、糸川、糸野、宇井苔、小川の一部、金屋、釜中、上六川、歎喜寺、黒松、下六川、修理川、中井原、中野、丹生、長谷川、伏羊、松原、吉原
広警察官駐在所 (有田郡広川町大字広)	広川町のうち 広、和田		広警察官駐在所 (有田郡広川町大字広)	広川町のうち 広、和田
上中野警察官駐在所 (有田郡広川町大字上中野)	広川町のうち 井関、上津木、上中野、唐尾、河瀬、下津木、殿、名島、西広、東中、前田、南金屋、柳瀬、山本		上中野警察官駐在所 (有田郡広川町大字上中野)	広川町のうち 井関、上津木、上中野、唐尾、河瀬、下津木、殿、名島、西広、東中、前田、南金屋、柳瀬、山本
長田警察官駐在所 (有田郡有田川町大字長田)	有田川町のうち 出、井口、大賀畑、大谷、尾中、賢、上中島、角、田口、田角、長田、長谷、船坂		長田警察官駐在所 (有田郡有田川町大字長田)	有田川町のうち 出、井口、大賀畑、大谷、尾中、賢、上中島、角、田口、田角、長田、長谷、船坂

		吉田警察官駐在所 (有田郡有田川町大字小川)	有田川町のうち 青田、有原、生石、大藪、大西、小川の一部、尾上、小原、瀬井、中、中峯、西ヶ峯、沼田、延坂、彦ヶ瀬、本堂			吉田警察官駐在所 (有田郡有田川町大字小川)	有田川町のうち 青田、有原、生石、大藪、大西、小川の一部、尾上、小原、瀬井、中、中峯、西ヶ峯、沼田、延坂、彦ヶ瀬、本堂
		粟生警察官駐在所 (有田郡有田川町大字粟生)	有田川町のうち 粟生、岩野河、川口、川合、北野川、立石、谷、中原、三澤			粟生警察官駐在所 (有田郡有田川町大字粟生)	有田川町のうち 粟生、岩野河、川口、川合、北野川、立石、谷、中原、三澤
		二川警察官駐在所 (有田郡有田川町大字二川)	有田川町のうち 楠本、境川、遠井、沼、東大谷、日物川、二川、三瀬川			二川警察官駐在所 (有田郡有田川町大字二川)	有田川町のうち 楠本、境川、遠井、沼、東大谷、日物川、二川、三瀬川
		清水警察官駐在所 (有田郡有田川町大字清水)	有田川町のうち 板尾、井谷、大蔵、押手、上湯川、久野原、清水、下湯川、杉野原、沼谷、三田、宮川			清水警察官駐在所 (有田郡有田川町大字清水)	有田川町のうち 板尾、井谷、大蔵、押手、上湯川、久野原、清水、下湯川、杉野原、沼谷、三田、宮川
略		略		略		略	
和歌山県田辺警察署		略		略		略	
		みなべ交番 (日高郡みなべ町北道)	略			みなべ交番 (日高郡みなべ町北道)	略
		略				上富田交番 (西牟婁郡上富田町朝来)	上富田町
		福井警察官駐在所 (田辺市龍神村福井)	田辺市のうち 龍神村小家、龍神村甲斐ノ川、龍神村福井、龍神村柳瀬の一部			福井警察官駐在所 (田辺市龍神村福井)	田辺市のうち 龍神村小家、龍神村甲斐ノ川、龍神村福井
		略	略			略	略
	西警察官駐在所 (田	田辺市のうち 龍神村殿原、龍神村西、龍神村丹生ノ			西警察官駐在所 (田	田辺市のうち 龍神村殿原、龍神村西、龍神村丹生ノ	

		辺市龍神村西)	川、龍神村東、龍神村宮代、龍神村安井、龍神村柳瀬の一部			辺市龍神村西)	川、龍神村東、龍神村宮代、龍神村安井、龍神村柳瀬	
		略				略		
和歌山白浜警察署		白良浜交番 (西牟婁郡白浜町)	略		和歌山白浜警察署	白良浜交番 (西牟婁郡白浜町)	略	
		上富田交番 (西牟婁郡上富田町朝来)	上富田町					
		略					略	
		市鹿野警察官駐在所 (西牟婁郡白浜町市鹿野)	略				市鹿野警察官駐在所 (西牟婁郡白浜町市鹿野)	略
すさみ幹部交番 (西牟婁郡すさみ町周参見2870番地の1)		すさみ受持 (西牟婁郡すさみ町周参見)	すさみ町のうち 大附、小河内、柿垣内、口和深、小附、周参見、太間川、矢ヶ谷、矢野口、和深川					
		江住警察官駐在所 (西牟婁郡すさみ町江住)	すさみ町のうち 江住、大鎌、大谷、黒野、佐本追川、佐本中、佐本中野、佐本西栗垣内、佐本西野川、佐本根倉、佐本東栗垣内、佐本平野、佐本深谷、防己、見老津					
				和歌山串本警察署		署所在地受持 (東牟婁郡串本町串本)	串本町のうち 鬮野川、串本、サンゴ台	
						古座交番 (東牟婁郡串本町西向)	串本町のうち 伊串、上野山、上田原、古座、神野川、佐部、田原、津荷、中湊、西向、姫、姫川、古田	
						潮岬警察官駐在所 (東牟婁郡串本町潮岬)	串本町のうち 出雲、潮岬	
						田並警	串本町のうち	

					察官駐在所 (東牟婁郡串本町田並) 有田、有田上、江田、高富、田並、田並上、二色、吐生
					和深警察官駐在所 (東牟婁郡串本町和深) 串本町のうち 里川、田子、和深
					大島警察官駐在所 (東牟婁郡串本町大島) 串本町のうち 大島、樫野、須江
					高池警察官駐在所 (東牟婁郡古座川町高池) 古座川町のうち 相瀬、池野山、一雨、宇津木、宇筒井、潤野、大桑、大柳、樫山、川口、楠、小川、小森川、高池、高瀬、田川、立合、立合川、月野瀬、鶴川、中崎、西赤木、直見、美里、峯、明神、山手
					佐田警察官駐在所 (東牟婁郡古座川町佐田) 古座川町のうち 洞尾、大川、蔵土、佐田、下露、添野川、長追、南平、成川、西川、平井、松根、真砂、三尾川
				すさみ幹部交番 (西牟婁郡すさみ町周参見2870番地の1)	すさみ受持 (西牟婁郡すさみ町周参見) すさみ町のうち 大附、小河内、柿垣内、口和深、小附、周参見、太間川、矢ヶ谷、矢野口、和深川
					江住警察官駐在所 (西牟婁郡すさみ町江住) すさみ町のうち 江住、大鎌、大谷、黒野、佐本追川、佐本中、佐本中野、佐本西栗垣内、佐本西野川、佐本根倉、佐本東栗垣内、佐本平野、佐本深谷、防己、見老津
和歌山新宮警察署	略		和歌山新宮警察署	略	
	三輪崎交番 (新宮市三輪崎)	略		三輪崎交番 (新宮市三輪崎)	略

串本受 持(東 牟婁郡 串本町 串本)	串本町のうち 鬮野川、串本、サ ンゴ台		
古座交 番(東 牟婁郡 串本町 西向)	串本町のうち 伊串、上野山、上 田原、古座、神野川 、佐部、田原、津荷 、中湊、西向、姫、 姫川、古田		
略	略	略	略
日足警 察官駐 在所(新 宮市熊 野川町 日足)	略	日足警 察官駐 在所(新 宮市熊 野川町 日足)	略
潮岬警 察官駐 在所(東 牟婁郡 串本町 潮岬)	串本町のうち 出雲、潮岬		
田並警 察官駐 在所(東 牟婁郡 串本町 田並)	串本町のうち 有田、有田上、江 田、高富、田並、田 並上、二色、吐生		
和深警 察官駐 在所(東 牟婁郡 串本町 和深)	串本町のうち 里川、田子、和深		
大島警 察官駐 在所(東 牟婁郡 串本町 大島)	串本町のうち 大島、檜野、須江		
高池警 察官駐 在所(東 牟婁郡 古座川 町高池)	古座川町のうち 相瀬、池野山、一 雨、宇津木、宇筒井 、潤野、大桑、大柳 、檜山、川口、楠、 小川、小森川、高池 、高瀬、田川、立合 、立谷川、月野瀬、 鶴川、中崎、西赤木 、直見、美里、峯、 明神、山手		
佐田警 察官駐	古座川町のうち 井野谷、洞尾、大		

	在所 (東牟婁郡古座川町佐田)	川、蔵土、佐田、下露、添野川、長追、南平、成川、西川、平井、松根、真砂、三尾川
勝浦幹部交番 (東牟婁郡那智勝浦町大字天満1418番地2)	略	
略	略	

勝浦幹部交番 (東牟婁郡那智勝浦町大字天満1418番地の2)	略	
略	略	

別表第2 (第4条の2関係) 検問所等の所属、名称及び位置

所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置
略		
和歌山県有田湯浅警察署	略	略
略		

別表第2 (第4条の2関係) 検問所等の所属、名称及び位置

所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置
略		
和歌山県有田警察署	略	略
略		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1和歌山県橋本警察署の部の改正規定、同表和歌山県かつらぎ警察署の部の改正規定、同表和歌山県岩出警察署の部の改正規定、同表和歌山県和歌山東警察署の部の改正規定、同表和歌山県和歌山西警察署の部の改正規定、同表和歌山県和歌山北警察署の部の改正規定及び同表和歌山県新宮警察署の部の改正規定（「東牟婁郡那智勝浦町大字天満1418番地の2」を「東牟婁郡那智勝浦町大字天満1418番地2」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第6号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(運転免許の申請) 第19条 略 2 小型特殊自動車及び原動機付自転車の免許の申請をしようとする者は、前項の書類を、運転	(運転免許の申請) 第19条 略 2 小型特殊自動車及び原動機付自転車の免許の申請をしようとする者は、前項の書類を、運転

免許課長又は橋本警察署長、かつらぎ警察署長、有田湯浅警察署長若しくは御坊警察署長に提出しなければならない。

- 3 国外運転免許証の交付を受けようとする者は、施行規則第37条の9に規定する書類を運転免許課長又は橋本警察署長、かつらぎ警察署長、岩出警察署長、有田湯浅警察署長、御坊警察署長若しくは新宮警察署長に提出しなければならない。

(免許証の記載事項の変更、再交付、更新、申請による取消し及び返納)

第26条 次に掲げる申請、届出等は、運転免許課長又は警察署長に行うものとする。ただし、第2号、第3号及び第4号(法第104条の4第1項前段の規定に基づき、免許の全部の取消しを申請し、同項後段の申出をしない場合を除く。)の申請は、警察署長のうち和歌山東警察署長、和歌山西警察署長、和歌山北警察署長、海南警察署長、田辺警察署長及び白浜警察署長には行うことができない。

(1)～(5) 略

2～4 略

免許課長又は橋本警察署長、かつらぎ警察署長、有田警察署長、湯浅警察署長、御坊警察署長若しくは串本警察署長に提出しなければならない。

- 3 国外運転免許証の交付を受けようとする者は、施行規則第37条の9に規定する書類を運転免許課長又は橋本警察署長、かつらぎ警察署長、岩出警察署長、有田警察署長、湯浅警察署長、御坊警察署長若しくは串本警察署長に提出しなければならない。

(免許証の記載事項の変更、再交付、更新、申請による取消し及び返納)

第26条 次に掲げる申請、届出等は、運転免許課長又は警察署長に行うものとする。ただし、第2号、第3号及び第4号(法第104条の4第1項前段の規定に基づき、免許の全部の取消しを申請し、同項後段の申出をしない場合を除く。)の申請は、警察署長のうち和歌山東警察署長、和歌山西警察署長、和歌山北警察署長、海南警察署長、田辺警察署長、白浜警察署長及び新宮警察署長には行うことができない。

(1)～(5) 略

2～4 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第369号

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、令和4年度前期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施する等級別検定職種

(1) 1級及び2級

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業)、放電加工(ワイヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 2級

金属熱処理(一般熱処理作業)

(3) 3級

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、工場板金(曲げ板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査

作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、化学分析(化学分析作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 1級、2級及び3級

検定職種	手数料(1件)
機械検査	15,100円
造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、建築大工、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、フラワー装飾	18,200円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、実技試験の受検者が次のaからdまでのいずれかに該当する場合の実技試験の手数料の額は、aからdまでの区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額とする。

a 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であって、実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満であるもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びbからdまでに規定する在校生を除く。)

2級又は3級

検定職種	手数料(1件)
機械検査	6,100円
造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、建築大工、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、フラワー装飾	9,200円

b 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満である在校生(公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。以下同じ。)(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)

2級

検定職種	手数料(1件)
造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、フラワー装飾	9,200円

c 在校生(dに規定する在校生を除く。)

3級

検定職種	手数料(1件)

機械検査	10,100円
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	12,100円

d 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において25歳未満である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

3級

検定職種	手数料 (1件)
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	2,900円

イ 実施期日

実技試験は、3級職種は令和4年6月7日（火）から同年8月14日（日）まで、その他の職種は同年6月7日（火）から同年9月11日（日）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和4年5月31日（火）から和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	等級	実施期日
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	3級	令和4年7月10日（日）
造園、金属熱処理、とび、築炉、防水施工、化学分析、塗装	1級及び2級	令和4年8月21日（日）
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	1級及び2級	令和4年8月28日（日）
放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、表装、フラワー装飾	1級及び2級	令和4年9月4日（日）

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市及び田辺市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

令和4年4月4日 (月) から同月15日 (金) まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和4年9月30日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。ただし、3級の技能検定合格者の合格発表は、令和4年8月26日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにのみ合格した者については、書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級又は3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2802）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第370号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和4年度随時技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施する等級及び検定職種

(1) 2級及び3級

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシ

ニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業、ブロー成形作業)、パン製造(パン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

(2) 基礎級

鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

注1 2級の職種に係る試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧規則」という。)第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

注2 3級の職種に係る試験については、基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

2級、3級及び基礎級

検定職種	手数料 (1件)
機械検査、婦人子供服製造	15,100円
鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装	18,200円

イ 実施期日

実技試験は、令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 1件につき3,100円

イ 実施期日

学科試験は、令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)までの間において、別途協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験は、別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱

記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

2級、3級又は基礎級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

7 その他

2級、3級及び基礎級技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

なお、技能検定について不明な点は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（電話番号 073-441-2802）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第12号

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）第20条の規定に基づき、自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等を次のように定め、令和4年4月1日から施行する。

平成29年和歌山県公安委員会告示第8号（自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等）は、令和4年3月31日限り、廃止する。

令和4年3月25日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等

試験場所	試験の種別	試験日	予約の方法等	
			予約の要否	予約方法等
	普通免許 普通仮免許	毎日	予約を要する。	予約は、和歌山県自動車運転免許第1試験場において、口頭又は電話で受け付ける。
	大型二輪免許 普通二輪免許	毎週 月曜日		
	大型免許	毎週 月曜日 水曜日		
	大型仮免許	毎週 木曜日		
	中型免許	毎週 木曜日		

和歌山市西1番地 和歌山県自動車運転免許第1試験場	中型仮免許	毎週 金曜日		
	準中型免許	毎週 月曜日 火曜日 木曜日		
	準中型仮免許	毎週 月曜日 火曜日 木曜日		
	大型第二種免許	毎週 水曜日 金曜日		
	中型第二種免許	毎週 木曜日		
	普通第二種免許	毎週 月曜日 金曜日		
	大型特殊免許 大型特殊第二種免許	毎週 金曜日		
	けん引免許 けん引第二種免許	毎週 金曜日		
	第一種免許及び第二種免許 (公安委員会指定自動車教習所卒業者に限る。) 特定失効免許 特定取消免許	毎日	予約を要しない。	
外国免許の切替え	申請の都度指定する。	予約を要する。	予約は、和歌山県自動車運転免許第1試験場において、口頭又は電話で受け付ける。	
小型特殊免許 原付免許	毎週 火曜日 木曜日	予約を要する。	予約は、県内各警察署又は各分庁舎において、口頭で受け付ける。	
田辺市中万呂50番地の5 和歌山県自動車運転免許第2試験場	普通仮免許	毎週 火曜日 毎月 第1水曜日	予約を要する。	予約は、田辺運転免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 毎月第1水曜日は、技能試験及び適性試験を行う(学科試験は、行わない。)
	普通二輪免許	毎月 第1火曜日	予約を要する。	予約は、田辺運転免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。
	普通免許	毎週 月曜日 火曜日 毎月 第1水曜日	予約を要する。	予約は、田辺運転免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 毎週月曜日は、学科試験及び適性試験を行う(技能試験は行わない。) 毎月第1水曜日は、技能試験

田辺市上の山一丁目2番5号 田辺運転免許センター				及び適性試験を行う(学科試験は行わない。)
	第一種免許及び第二種免許 (公安委員会指定自動車教習所卒業者に限る。) 普通二輪免許	毎週 月曜日 火曜日	予約を要する。	予約は、田辺運転免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 普通二輪免許(公安委員会指定自動車教習所卒業者以外の者)は、学科試験及び適性試験を行う(技能試験は、行わない。)
	特定失効免許 特定取消免許	毎日 (月曜日、火曜日及び金曜日の午前を除く。)	予約を要しない。	
	小型特殊免許 原付免許	毎月 第2金曜日 第3金曜日	予約を要する。	予約は、田辺運転免許センター又は御坊及び白浜の各警察署において、口頭で受け付ける。
東牟婁郡那智勝浦町大字字久井1680番地の1 那智勝浦自動車教習所	普通仮免許 普通二輪免許	毎月 第2水曜日	予約を要する。	予約は、新宮運転免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 技能試験のみを行う(学科試験及び適性試験は、新宮運転免許センターで行う。)
新宮市三輪崎1148番地の4 新宮運転免許センター	普通仮免許 普通二輪免許	毎月 第2水曜日	予約を要する。	予約は、新宮運転免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 学科試験及び適性試験を行う(技能試験は、那智勝浦自動車教習所で行う。)
	普通免許	毎月 第2水曜日	予約を要する。	予約は、新宮運転免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。
	第一種免許及び第二種免許 (公安委員会指定自動車教習所卒業者に限る。)	毎月 第2水曜日 第3水曜日 第4水曜日	予約を要する。	予約は、新宮運転免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。
	特定失効免許 特定取消免許	毎日 (月曜日及び水曜日の午前を除く。)	予約を要しない。	
	小型特殊免許 原付免許	毎月 第1水曜日	予約を要する。	予約は、新宮運転免許センター、新宮警察署又は新宮警察署串本分庁舎において、口頭で受け付ける。
指定警察署	小型特殊免許 原付免許	申請の都度指定する。	予約を要する。	予約は、指定警察署又は有田湯浅警察署有田分庁舎において、口頭で受け付ける。
	特定失効免許 (小型特殊免許及び原付免許に限る。)	毎日	予約を要しない。	適性試験のみを行う。

	特定取消免許 (小型特殊免許及び原付免許に限る。)			
有田市宮崎町265番地 有田湯浅警察署有田分庁舎	特定失効免許 (小型特殊免許及び原付免許に限る。)	毎日	予約を要しない。	適性試験のみを行う。
東牟婁郡串本町串本2114番地 新宮警察署串本分庁舎	特定取消免許 (小型特殊免許及び原付免許に限る。)			
和歌山県公安委員会が指定するその他の場所	特定失効免許	申請の都度指定する。	予約を要する。	予約は、和歌山県自動車運転免許第1試験場において、口頭又は電話で受け付ける。 適性試験のみを行う。
和歌山県公安委員会が指定する自動車教習所	普通仮免許 準中型仮免許 中型仮免許 大型仮免許	計画に基づいて指定する。		

備考

1 次に掲げる日は、試験を行わない。

(1) 1月1日から同月5日まで。ただし、1月4日又は同月5日が平日の場合は、当該日に失効免許及び特定取消免許の適性試験並びに仮免許の学科試験及び適性試験を行う。

(2) 12月29日から同月31日まで

(3) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日(以下「休日」という。)。ただし、和歌山県公安委員会の指定する自動車教習所は、日曜日及び土曜日(休日が土曜日に当たる場合を除く。)にも大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許の運転免許試験を行う。

(4) 災害その他やむを得ない事情の生じた日

2 荒天の際には、大型二輪免許及び普通二輪免許の技能試験は行わない。

3 指定警察署とは、橋本、かつらぎ、有田湯浅及び御坊の各警察署をいう。

4 第一種免許とは、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許、原付免許及びけん引免許をいう。

5 第二種免許とは、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許及びけん引第二種免許をいう。

6 特定失効免許とは、免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、その者の免許が効力を失った日から起算して6月(海外旅行、災害その他一定のやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月)を経過しないものの免許をいう。

7 特定取消免許とは、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある一定の病気にかかっていること等を理由として、免許の取消しを受けた者で、その者の免許が取り消された日から起算して3年を経過しないものの免許をいう。

8 予約の受付を行う日及び時間帯は、受けようとする試験の日の前日までの日(1月1日から同月3日まで、12月29日から同月31日まで、日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時40分から午前11時45分まで及び午後1時40分から午後4時45分までの間に限る。

9 受付は、試験場所において、次に掲げるものを除き、午前の部については午前8時30分から午前9時

までの間に、午後の部については午後1時から午後1時30分までの間にそれぞれ行う。

(1) 田辺運転免許センターにおける特定失効免許及び特定取消免許の試験の受付は、次に掲げるとおりとする。

ア 申請時において70歳未満の者の受付は、月曜日、火曜日及び金曜日にあつては午後1時から午後1時30分までの間に行い、水曜日及び木曜日にあつては午前9時から午前9時30分までの間及び午後1時から午後1時30分までの間に行う。

イ 申請時において70歳以上の者の受付は、月曜日、火曜日及び金曜日にあつては午後2時から午後3時までの間に行い、水曜日及び木曜日にあつては午前10時から午前11時までの間及び午後2時から午後3時までの間に行う。

(2) 新宮運転免許センターにおける特定失効免許及び特定取消免許の試験の受付は、次に掲げるとおりとする。

ア 申請時において70歳未満の者の受付は、月曜日及び水曜日にあつては午後1時から午後1時30分までの間に行い、火曜日、木曜日及び金曜日にあつては午前9時から午前9時30分までの間及び午後1時から午後1時30分までの間に行う。

イ 申請時において70歳以上の者の受付は、月曜日及び水曜日にあつては午後2時から午後3時までの間に、火曜日、木曜日及び金曜日にあつては午前10時から午前11時までの間及び午後2時から午後3時までの間に行う。

(3) 指定警察署、有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署串本分庁舎における特定失効免許及び特定取消免許の試験受付は、午前9時から午前11時までの間及び午後1時から午後4時までの間に行う。

10 受験人員等により、免許種別ごとの試験日等を変更することがある。